

第五十条を次のように改める。
 第五十条 免許法認定通信教育の開設者は、免許法認定通信教育終了後二月以内に、免許法認定通信教育の実施状況及び収支決算について、文部科学大臣に報告しなければならない。
 第五十三条中「この章中以下」を「以下この章において」に改める。
 第六十五条の四中「定める者は」の下に、「学校教育に関し学識経験を有する者であつて」を加え、「学長又は」を「学長」に、「小学校」を「又はこれらに準ずる者及び小学校」に改め、「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、「又は特別支援学校の校長及びその他学校教育に関し学識経験を有する者」を「若しくは特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者」に改める。

第六十五条の七第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。
 第六十五条の十中「第三条の二第一項第七号」に、「五十条第一項」を「第五十条第一項及び百二十六条第一項」に、「同項、同令第七十二条第一項」を「同令第五十条第一項、第七十二条」に、「第百二十七条第一項及び第百二十八条に規定する道徳」を「第百二十七条及び第百二十八条第二項に規定する道徳」に、「第七十二条第一項、第八十三条、第百二十六条、第百二十七条第一項」を「第七十二条、第八十三条、第百二十六条第一項、第百二十七条」に改める。

第六十六条第三号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。
 第六十六条の三第一項中「第五十条第一項」の下に「及び第百二十六条第一項」を加え、「並びに同項及び同令第百二十六条」を、「同令第五十条第一項及び第百二十六条に規定する道徳、同令第五十条第一項及び第百二十六条第一項」に改め、「総合的な学習の時間」の下に、「同令第五十条第一項及び第百二十六条に規定する特別活動並びに同令第五十条第二項に規定する宗教」を加え、同条第二項中「第七十二条第一項」を「第七十二条」に、「第百二十七条第一項」を「第百二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。
 第六十六条の七の表短期大学の専攻科の項の前に次のように加える。

高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科(学校教育法第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する課程に限る。)	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	一〇
---	--------------------	----

第六十六条の七の表に次のように加える。
 専修学校の専門課程(学校教育法第百三十二条に規定するものに限る。)

中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	一〇
--------------------	----

第六十八条及び第六十九条中「小学校」の下に、「義務教育学校の前期課程」を加える。
 第六十九条の三中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。
 附則第七項第一号中「保育士試験」の下に「若しくは国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験」を加え、同項第二号中「保育士試験」の下に「若しくは国家戦略特別区域法第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験」を加える。

附則第八項第三号中「保育士」の下に「(国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)」を加える。
 附則第二十二項第一号及び第二号中「この項中以下」を「以下この項において」に改める。
 (教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の一部を次のように改正する。
 附則第三号第三号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(免許状更新講習規則の一部改正)
 第三条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の一部を次のように改正する。
 第四条の表選択必修領域の項の中欄中ヲをヨとし、リからヲまでをルから力までとし、同欄中「並びに」を「及び」に改め、同欄中チを又とし、トをリとし、ヘを手とし、ホの次に次のように加える。

ハ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組
 ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善
 第五条第二号中「前条第一項第一号又は第二号」を「前条の表の中欄」に改める。
 第九条第一項第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、同条第二号中「保育士」の下に「(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)」を加える。

附則
 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
 ○文部科学省令第二十一号
 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日
 文部科学大臣 馳 浩
 私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
 (私立学校教職員共済法施行規則の一部改正)
 第一条 私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「その他」を「又は療養費の請求に係る」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
 5 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第二号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- 二 事業団が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書
- 第九条第二項中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。
- 第十四条第一項第七号中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同条第三項中「第六十六条第四項」を「第六十六条第六項ただし書」に改め、同条第四項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項ただし書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(傷病手当金の額の算定)
 第十四条の二 加入者(任意継続加入者を除く。)の資格を喪失した日以後に法第二十五条において準用する組合第六十六条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、加入者(任意継続加入者を除く。)の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第十四条の二 加入者(任意継続加入者を除く。)の資格を喪失した日以後に法第二十五条において準用する組合第六十六条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、加入者(任意継続加入者を除く。)の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。